5　前項の規定は、法第三十九条第一項第五号に掲げる独立行政法人等が講じなければならない同号に定める情報（以下この項において「第五号情報」という。）を適正に管理するために必要な措置として同項柱書の総務省令で定める措置について、準用する。この場合において、前項中「第四号情報」とあるのは、「第五号情報」と読み替えるものとする。

6　法第三十九条第一項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者が講じなければならない当該各号に定める情報（以下この項において「受託情報」という。）を適正に管理するために必要な措置として同条第二項の規定により準用する同条第一項柱書の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

一　行政機関等　次に掲げる措置

イ　組織的管理措置

(1)　受託情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

(2)　受託情報に係る管理簿を整備すること。

(3)　受託情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

(4)　受託情報を取り扱う者以外の者が、受託情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。

(5)　受託情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

ロ　人的管理措置として受託情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

ハ　物理的管理措置

(1)　受託情報を取り扱う区域を特定すること。

(2)　受託情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。

(3)　受託情報の取扱いに係る機器の盗難防止及び災害からの保護のための措置を講ずること。

(4)　受託情報を削除し、又は受託情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

ニ　技術的管理措置

(1)　受託情報を取り扱う電子計算機等において当該受託情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

(2)　受託情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。

(3)　受託情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う受託情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

ホ　その他の管理措置

(1)　受託情報の取扱いに関する業務を委託するときは、法第三十九条第一項において当該受託情報を適正に管理するために必要な措置を講ずるべき者として同項各号に掲げる者に対し、当該委託に係る業務のうち当該受託情報を適正に管理するための措置について必要な確認を求めること。

(2)　(1)の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。